（削る）

6　フロン対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制その他これに類するもの（以下「規制等」という。）に関すること（ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素に係るものに限る。）。

二　（略）

7・8　（略）

（気候変動国際交渉室）

第十条　国際連携課に、気候変動国際交渉室を置く。

2・3　（略）

（削る）

（削る）

（閉鎖性海域対策室、海洋環境室、土壌環境室、農薬環境管理室及び地下水・地盤環境室並びに企画官）

第十二条　水環境課に、閉鎖性海域対策室、海洋環境室、土壌環境室、農薬環境管理室及び地下水・地盤環境室並びに企画官を置く。

2　閉鎖性海域対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　閉鎖性海域（ほとんど陸岸で囲まれている海域である公共用水域をいう。第四号において同じ。）における水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）の防止のための規制に関すること（地下水・地盤環境室の所掌に属するものを除く。）。

二・三　（略）

四　前三号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（環境再生・資源循環局の所掌に属するもの、発生機構が未解明な化学物質汚染（人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染であってその発生機構が一般的に明らかとなっていないものをいう。）の防止のために行うもの及び次に掲げる事務を除く。）に限る。以下この条において「令第五条第十五号事務」という。）のうち閉鎖性海域に係るもの

イ～ハ　（略）

二　地球温暖化対策の推進に関する法律第四十三条第一項の割当量口座簿の管理に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、地球温暖化対策課の所掌事務に係る経済的措置に関する事務に関すること（環境基本法第二十二条第一項に定めるところにより行うもののうち、脱炭素ビジネス推進室の所掌に属するものを除く。）。

7　市場メカニズム室に、室長を置く。

8　フロン対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること（ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素に係るものに限る。）。

二　（略）

9・10　（略）

（気候変動国際交渉室及び国際協力・環境インフラ戦略室）

第十条　国際連携課に、気候変動国際交渉室及び国際協力・環境インフラ戦略室を置く。

2・3　（略）

4　国際協力・環境インフラ戦略室は、環境省の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関する事務（参事官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　国際協力・環境インフラ戦略室に、室長を置く。

（閉鎖性海域対策室及び海洋環境室並びに企画官）

第十二条　水環境課に、閉鎖性海域対策室及び海洋環境室並びに企画官を置く。

2　閉鎖性海域対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　閉鎖性海域（ほとんど陸岸で囲まれている海域である公共用水域をいう。第四号において同じ。）における水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）の防止のための規制に関すること（土壌環境課の所掌に属するものを除く。）。

二・三　（略）

四　前三号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（環境再生・資源循環局の所掌に属するもの、発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの及び次に掲げる事務を除く。）に限る。次条第四項第四号において「令第五条第十五号事務」という。）のうち閉鎖性海域に係るもの

イ～ハ　（略）